

# 山城国旗本天野領における公儀触の伝達

中川 博勝

## 一 はじめに

近世の山城国は、朝廷・武家・寺社など性格の異なる領主の所領が錯綜し、これを補完する形で幕府などによる広域的な支配・行政が展開していた。こうした山城国の広域行政と領支配との関係については、水本邦彦氏が郷村社会を加えた三者の関係性を包括的に提示した『近世の郷村自治と行政』。山田洋一氏は特に触の伝達を中心に分析し、山城国では領支配が広域行政に「依存」し「担保」されていたことを指摘した（『近世「徳川領国」における山城国の構造』『資料館紀要』第三六号、京都府立総合資料館）。

山城国には、多様な領主が存在したが、個別の事例研究はいまだ多くない段階であり、広域行政との関係においても領主ごとの実態の蓄積が必要だと考えられる。このような観点から本稿では、山城国の旗本天野領における公儀触（幕府が江戸から全国あるいは特定の地域に発した触）の伝達の実態について取り上げたい。

## 二 在地代官と御用諸留帳・用状・江戸状

旗本天野氏は、上野・武蔵・山城の三か国で二七三〇石余を知行した。このうち山城の知行所は、相楽郡祝園村（京都府精華町）、同郡菱田村（同上）、綴喜郡大住村（京田辺市）、乙訓郡下久世村（京都市南区）の四か村で、いずれも複数領主が支配する相給村である（旗本天野領と代官については『森島國男家文書目録』一・二を参照）。

旗本天野氏は、山城領に地元の有력百姓から取り立てた在地代官を置き、支配の実務を担わせた。寛延三（一七五〇）年以降、文政九（一八二六）〜同十三（一八三〇）年、天保十（一八三九）〜弘化二（一八四五）年を除き、明治維新まで祝園村の森島清右衛門（有壽・壽榮・壽次・壽重・壽直）が五代にわたって代官を務めた。森島家では、当主（清右衛門）が代官に就任すると、子が祝園村の庄屋役を引き継いだり、代官見習に就いたりした。また、文政から天保にかけて、代官が同村庄屋の一部の任務を兼務していた。

在地代官を務めた森島家では、「御用諸留帳」という横帳が書き継がれてきた。帳面は一番から九番まであり、年代は代官就任以前の享保二（一七一七）年から慶応四（一八六八）年に及ぶ（森島國男家文書B一・B一四・B一九・B二二・B二三、以下同家文書は文書番号のみ表記）。内容は、①領主天野氏や山城領に関する重要な案件や出

来事の概要（覚書）、②江戸の領主（用人）と山城領の代官・村との間の上申・下達文書、③代官と村との間の上申・下達文書、④郷借証文や京都町奉行所への上申文書など外部と交わした文書の四つに大別でき、②④は文書の写である。

一方、江戸の領主（用人）と山城領の代官との間の連絡は書状で行われており、江戸の用人から山城領の代官に宛てた用状と、山城領の代官から江戸の用人に宛てた江戸状とがあつた。森島家には、用状の原本と、江戸状の控帳（下書）とが残されており、用人と在地代官との間で交わされた通信の具体的な内容や経過を知ることができる。公儀触に関する記事は「御用諸留帳」には数点のみでほとんど収録されておらず、むしろ用状や江戸状のなかに散見される。

### 三 用状・江戸状にみる公儀触

山田洋一氏は、森島家文書のうち天保二（一八三一）年の用状・江戸状・触留を分析し、用状や江戸状に触に関する記述が見当たらないことから、旗本天野氏は山城の自領に対して公儀触の中継・回達を行っておらず、公儀触の中継は京都町奉行所に依存していたと考えられると指摘した（前掲山田論文七六～七七頁）。

確かに天保二年に関しては、山田氏の分析のとおりだが、他の年の用状・江戸状を見ると、旗本天野氏が山城領の代官に公儀触を伝達している事例が確認できる。享和二（一八〇二）年八月二日付で、天野家人の守屋喜右衛門と一瀬直次より代官の森島清右衛門と代官見習の同吉十郎に宛てた用状は次のとおりである（A九八八―一―一）。

此度被 仰出候御書付写

当年出水之国々多米直段引立候ニ付此上追々高直ニ相成候而ハ末々之者可及難儀趣相聞候間追而及沙汰候迄者天明八申年改候節書出候酒造米高之内半高酒造可致候（中略）右之趣御料私領寺社領共不洩様可被相触候

七月

右之趣相触候間可被得其意候

御書付写

近年諸国大水有之年々御普請御入用多分相掛候処此度関東川々大水ニ而定式御普請所大破ニ付（中略）猥ニ御普請等村方願出候共不取上筋ニ候間決而願出間敷候

右之通寛政三亥年同五丑年関東筋出水之節被相触候所村方ニ寄心得違之願等致候類茂有之哉ニ相聞候此度関東筋東海道甲州濃州勢州上方筋出水ニ付而者堤川除普請茂莫大之儀ニ至べく候得共（中略）心得違之願申立間敷候

右之趣武蔵下総上野下野常陸甲斐駿河遠江美濃伊勢国其外上方筋御料者御代官私領者領主地頭方村々不洩様可被申渡候

右之通向々江可被相触候

七月

右此度被仰出候御書付写両通為差登候間御書付之趣堅ク相守候様村々江可被申渡候尤御請書印形取之可被差下候已上

八月二日

守屋喜右衛門

森嶋清右衛門殿  
同吉十郎殿

一瀬直次

二通の触は、ともに『御触書天保集成』(以下、天保集成と略記)と『京都町触集成』(以下、京都町触と略記)に収録されており、同年に発生した諸国の水害(山城国祝園村も大きな被害を受けた)に伴い、幕府が酒造の半高(天保集成六一五五、京都町触第八卷六九三)と、濫りに川々御普請を願うことでの禁止(天保集成六二四四、京都町触第八卷六九八)を諸国に命じたものである。『御触書集成目録』(下、三四二頁)によれば、ともに触出し日は八月一日である。旗本天野家の用人は八月二日付の用状で筆写した触を山城領の代官に送り、山城領の村々へ触を申し渡して各村から請書をとるよう命じた。用状は川支のため十九日に山城領の代官宅へ届いた。代官がどのような形式・手順で村々へ触を伝えたかは不明だが、八月二十四日付の江戸状で、代官は用人へ「此度被 仰出候酒造半高造御書付外二御書付忝通為御登被下落手仕候、猶又右御請書村々方差出候二付今便差下申候、御落手可被下候」と回答しており、実際に村から請書を取り江戸の領主へ提出したことが分かる(A一〇二一、『精華町史』史料篇Ⅱ、三二頁)。

なお、森島家文書には享和二年の触留がないため、右の触が京都町奉行所からも祝園村へ回達されたかどうかを確認する手段がない。

また、寛政七(一七九五)年四月十二日付で、代官森島清右衛門が江戸の用人に宛てた江戸状には「御尋者之人相書御書付申上尤上方も奉行所方御触書出可申候へ共御写御登し被下落手仕早速村々江相廻

し申候」(A一〇二一)とある。御尋者の人相書(天保集成六三七一、京都町触第七卷一〇三六)について、上方では「奉行所」(山城は京都町奉行所)から触が出されるが、領主天野氏からも触の写を代官森島氏へ送付(江戸から上方への送付は「登」と表現される)され、山城領の村々へ回達されたことが述べられている。

このように人相書の触が領主天野氏と京都町奉行所の両方から重複して天野領の村へ伝達されることについて、森島家文書に触留が残る時期を選び、具体的な事例を見ておきたい。「文政六未年正月 諸御触書写 文政七申年分共 相楽郡祝園村」(A五一)には、文政五(一八二二)年十二月に江戸で幕府から触れ出された、美作国の重次郎に関する人相書(天保集成六四〇〇、京都町触第十卷三二三)が収録されている。この触留には、江戸で幕府が触れ出した本文のほか、翌文政六(一八二三)年一月に京都で追加された二通の文面が添えられている。一通は、江戸から到来した触を「郡切」に回達するように京都町奉行の曾我豊後守助弼と牧備後守義珍が山城国相楽郡の村々に命じたものである。もう一通は、京都町奉行所の触を村々へ伝達する触頭の役目を担った雑色の松尾左兵衛による添書である。

通常、京都町奉行所の触は、四条室町を中心に山城国内を四分割した方内(区割り)を単位として四人の雑色が分担し村継ぎで伝達されており、松尾は山城国の翼(東南)を担当した。一方で今回江戸から到来した触のように、郡切(郡単位)に村継ぎで回達される触もあり、この場合も雑色が回達に関わった。愛宕郡のように複数の方内に跨る郡もあったが、相楽郡はすべて松尾の方内に含まれていた。方内・郡切どちらの経路でも幕領だけでなく私領にまで回達された。

祝園村の触留に記録されたこの人相書に関しては、文政六年二月三日付で天野領の代官森島清右衛門が江戸の用人飯塚曾右衛門と渡辺魯平に宛てた江戸状に「公儀被 仰出人相書別紙差遣し被下承知仕候早速村方へ相触申候」(A一〇四五)とあることから、江戸で幕府が触れ出した人相書を、旗本天野氏が中継して山城領を管轄する代官森島氏へ回達し、代官から村々へ通達したことが分かる。『御触書集成目録』(下、四一三頁)によれば、この人相書の幕府の触出し日は文政五年十二月二十七日である。江戸状の記述によると、翌六年一月十二日に旗本天野氏は用状とともに人相書を江戸から發送し、同月二十二日に山城国祝園村在住の代官へ到着した。

以上から、旗本天野領山城国祝園村では、江戸で出された公儀触が、京都町奉行所(奉行↓雑色↓村)と領主(用人↓代官↓村)の二つの経路で重複して伝達されていたことが史料的に裏付けられた。

その他、寛政九(一七九七)年九月二十三日付で、代官森島清右衛門から用人に宛てた江戸状には、人相書(天保集成六三七四、京都町触第七卷一四四一)に関して「人相書御触書尅通為御登被下前々之通村々へ早々可申渡旨被仰下承知仕早速右御触書之写村々江相廻し申候」(A一〇一七)と述べられており、旗本天野家では、人相書の公儀触を山城領へ中継することが、先例(「前々之通」として定着していたことがうかがわれる。

各年の江戸状の控帳からは、人相書だけでなく様々な種類の公儀触を領主天野氏が中継し山城の知行所(代官)へ回達していたことが確認できる。その一端を示すと次のとおりである。

困米(寛政二(一七九〇)年八月十七日付江戸状、A一〇〇〇、天

保集成六〇三五、京都町触第七卷三〇九)

鉄炮(寛政五(一七九三)年六月八日付江戸状、A一〇〇六一、天保集成六四五一、京都町触第七卷七四一)

酒造株(寛政五年十一月十三日付江戸状、A一〇〇七、天保集成六一五一、京都町触第七卷八〇七)

銅并朱商売(寛政八(一七九六)年九月二十三日付江戸状、A一〇一五、天保集成五九四一・六一一六、京都町触第七卷一二八九・一二八八)

油絞稼方(寛政九(一七九七)年七月三十日付江戸状、A一〇一七、天保集成六一一八、京都町触第七卷一四二一)

道中筋人馬賃銭割増(寛政十(一七九八)年十二月十五日付江戸状、A一〇一九、天保集成五五六四、京都町触第七卷一六四〇)

城州松尾社勸化(寛政十一(一七九九)年十月二十四日付江戸状、A一〇二〇一、天保集成四三四〇、京都町触第八卷二二六)

京枅遣方(文化七(一八一〇)年七月二十八日付用状・御達書写、A一〇三九一、八月十四日付江戸状、A一〇二九、天保集成六一七六、京都町触第九卷二五〇)

式歩判銀吹立・年号改元(文政元(一八一八)年六月十八日付江戸状、A一〇三七、天保集成五九六一・八八八、京都町触第九卷一二三一・一二三六)

以上のように、旗本天野氏が中継した公儀触は、搜索(人相書)・経済・通貨・寺社勸化など領域を越境する問題に関する触が中心であった。

#### 四 むすびにかえて

一方、天保二(一八三一)年の祝園村の触留(A八―一)には、京都町奉行所が中継・回達した公儀触として人相書(天保集成六四〇八、京都町触第十卷二二一五)・古金銀式朱判(天保集成六〇〇一、京都町触第十卷二二六〇)に関する触が記されている(前掲山田論文一六一頁別表六一―一)。これらの公儀触は前章で示したように寛政く文政期には領主旗本天野氏から同村へ伝達された公儀触と同種の触であるのに、山田氏が分析したように、天保二年の旗本天野氏の用状(A一〇六五)・江戸状(A一〇五四)には公儀触に関する記載がなく、領主からは伝達されていなかったとみられる。この点は、年代による変化なのか、旗本天野氏が公儀触を山城領に中継・回達する基準があるのかどうか、回達を判断するのは誰かが問題となるが、今後の課題としたい。いずれにせよ旗本天野氏が必ずしも山城の自領にすべての公儀触を中継していたわけではなく、旗本天野領祝園村では京都町奉行所・雑色を通じた公儀触の伝達が基本であったと考えられる。

旗本天野氏は、山城国で一四一九石余(享保十四(一七二九)年時点)の知行所を有し、在地代官を置き、江戸の領主(用人)と山城領の代官との間で用状・江戸状を用いた通信体制を築き、領主支配を遂行していたが、公儀触の中継・伝達もこの通信体制に依拠していた。他方、山城国にはより小規模な旗本領もあり、必ずしも在地代官制度が採用されていたわけではない。旗本領以外にも朝廷・寺社関係の小規模領主が多数存在し相給村も多い。そのため、幕府などによる広域的な支

配・行政と個別領主支配の関係を問う上でも、山城国において旗本天野氏のように小規模な領主が公儀触の中継を行う事例が一般的かどうか、さらに事例を集積し比較分析することが求められる。

【表】 用状・江戸状・御用諸留帳・祝園村触留と公儀触

年	西暦	(ア) 用状	(イ) 江戸状	(ウ) 御用諸留帳	(エ) 祝園村触留	記載公儀触
享保 2	1717			B-1 (～明和 3)		
享保 15	1730				A1 (～享保 21)	
元文 1	1736				A14 (～元文 4)	
元文 5	1740				A15 (～宝暦 4)	
寛延 3	1750			B1-2 (～安永 6)		
宝暦 5	1755				A16 (～明和 2)	
明和 2	1765				A17 (～天明 4)	
安永 7	1778			B1-3 (～寛政 4)		
天明 6	1786				A4	
寛政 2	1790		A1000			天保集成 6035
寛政 4	1792			B1-4-1 (～文化 13)		
寛政 5	1793		A1006-1 A1007			天保集成 6451 天保集成 6151
寛政 7	1795		A1011			天保集成 6371
寛政 8	1796		A1015			天保集成 5941 天保集成 6116
寛政 9	1797		A1017			天保集成 6118 天保集成 6374
寛政 10	1798		A1019			天保集成 5564
寛政 11	1799		A1020-1			天保集成 4340
享和 2	1802	A988-1-1	A1021			天保集成 6155 天保集成 6244
文化 7	1810	A1039-1	A1029			天保集成 6176
文化 13	1816			B1-5 (～文政 6)		
文政 1	1818		A1037			天保集成 5961 天保集成 888
文政 6	1823		A1045	B14-1-1 (～天保 2)	A5-1 (～文政 7)	天保集成 6400 (文政 5)
文政 7	1824				A6 A7-1	
天保 1	1830			B14-2 (～嘉永 6)		
天保 2	1831	A1065	A1054		A8-1 (～天保 3)	(以下、エのみに あり) 天保集成 6408 天保集成 6001
天保 14	1843				A11	
弘化 2	1845			B19-1 (～嘉永 6)		
安政 1	1854			B22-1 (～安政 6)		
万延 1	1860			B23-1 (～慶応 4)		

注 (ア)～(エ)は森島國男家文書の文書番号

記載公儀触は『御触書天保集成』の通し番号

用状・江戸状・記載公儀触は本稿で取り上げたものだけを示した